

◇利用にあたって

■調査の概要

1 調査の目的

経済センサス - 基礎調査は、事業所及び企業の経済活動の状態を調査し、事業所母集団データベース等の母集団情報を整備するとともに、我が国における事業所及び企業の産業、従業者規模等の基本的構造を全国的及び地域別に明らかにすることを目的としている。

2 調査の根拠法令

統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査である。

3 調査の対象

調査日現在で日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所（物の生産又はサービスの提供が事業として行われている一定の場所をいう。以下同じ。）のうち、次の各号に掲げる事業所を除く事業所（以下「調査事業所」という。）を対象としている。

ア 大分類A－農業・林業に属する事業所で個人の経営に係るもの

イ 大分類B－漁業に属する事業所で個人の経営に係るもの

ウ 大分類N－生活関連サービス業、娯楽業のうち、中分類79－その他の生活関連サービス業（小分類792－家事サービス業に限る。）に属する事業所

エ 大分類R－サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類96－外国公務に属する事業所

4 調査期日

平成26年7月1日現在

■用語の解説

1 事業所

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の条件を備えているものをいう。

- (1) 一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- (2) 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

民営事業所

国及び地方公共団体の事業所を除く事業所をいう。

出向・派遣従業者のみの事業所

当該事業所に所属する従業者が1人もおらず、他の会社など別経営の事業所から出向又は派遣されている人のみで経済活動が行われている事業所をいう。

事業内容等不詳の事業所

事業所として存在しているが、記入不備等で事業内容が不明の事業所をいう。

2 異動状況別事業所

存続事業所

調査日現在に存在した事業所（休業中の事業所を除く。）のうち、平成24年経済センサス - 活動調査でも把握されていた事業所をいう。

新設事業所

調査日現在に存在した事業所（休業中の事業所を除く。）のうち、平成24年経済センサス - 活

動調査で把握されていなかった事業所をいう。

廃業事業所

平成24年経済センサス - 活動調査で把握されていた事業所で、調査日までに廃業した事業所（休業中の事業所を含む。）をいう。

ただし、他の場所に移転して当該地に存在しなくなった事業所を含む場合がある。

3 経営組織

国、地方公共団体

国、都道府県、市区町村、特別地方公共団体（地方公共団体の組合、財産区など）をいう。

民営

国、地方公共団体の事業所以外をいう。

・個人経営

個人が事業を経営している場合をいう。会社や法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営に含める。

・法人

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を経営している場合をいう。以下の会社及び会社以外の法人が該当する。

・会社

株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社及び外国の会社をいう。

ここで、外国の会社とは、外国において設立された法人の支店、営業所などで、会社法（平成17年法律第86号）の規定により日本で登記したものをいう。なお、国内に設立された会社で、外国人が経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国の会社ではない。

・会社以外の法人

法人格を有する団体のうち、会社以外の法人をいう。

例えば、独立行政法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、農(漁)業協同組合、事業協同組合、労働組合(法人格を持つもの)、共済組合、国民健康保険組合、信用金庫、弁護士法人などが含まれる。

・法人でない団体

団体であるが法人格を持たないものをいう。例えば、協議会、後援会、同窓会、労働組合（法人格を持たないもの）などが含まれる。

4 事業所の産業分類

事業所の主な事業の種類（原則として過去1年間の収入額又は販売額の多いもの）により、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づき分類されています。

5 従業者

調査日現在、当該事業所に所属して働いているすべての人をいう。したがって、他の会社や下請先などの別経営の事業所へ派遣している人も含まれる。一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社や下請先などの別経営の事業所から派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業者に含めない。なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者としている。

個人業主

個人経営の事業所で、実際にその事業所を経営している人をいう。

無給の家族従業者

個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人をいう。家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は、「常用雇用者」又は「臨時雇用者」に含める。

常用雇用者

事業所に常時雇用されている人をいう。期間を定めずに雇用されている人若しくは1 か月を超える期間を定めて雇用されている人又は平成26年5月と6月にそれぞれ18 日以上雇用されている人をいう。

・正社員・正職員

常用雇用者のうち、一般に正社員、正職員などと呼ばれている人をいう。

6 単独・本所・支所の別

単独事業所

他の場所に同一経営の本所（本社・本店）や支所（支社・支店）を持たない事業所をいう。

本所（本社・本店）

他の場所に同一経営の支所（支社・支店）などがあって、それらの全てを統括している事業所をいう。本所の各部門が幾つかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を本所とし、他は支所とする。

支所（支社・支店）

他の場所にある本所の統括を受けている事業所をいう。上位の事業所の統括を受ける一方で、下位の事業所を統括している中間的な事業所も支所とする。支社・支店のほか、営業所、出張所、工場、従業者のいる倉庫、管理人のいる寮なども含まれる。なお、経営組織が外国の会社は支所とする。

■利用上の注意

- 1 この統計表の数値は、総務省が公表している西条市分の一部である。
- 2 事業所数については、事業内容等不詳を除いた数値としている。
- 3 統計表中の符号

「－」：皆無又は該当数値なし